

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 香川県高松市川部町1004番地4

氏 名 株式会社香川県環境衛生センター

代表取締役 佐々木 睦

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項の許可を受けた者であることを
第14条の5第1項
証する。

高松市長 大西 秀 人



許可の年月日 令和4年11月14日

許可の有効年月日 令和9年11月13日

1. 事業の範囲

(1) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

裏面記載のとおり。

(2) 積替え又は保管：積替え又は保管を含む

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地：香川県高松市川部町字宮本1004番4 以上

面積：4.2㎡

積替えを行う特別管理産業廃棄物の種類：感染性産業廃棄物 以上

積替えのための保管上限：8.0㎡

積み上げることができる高さ：屋内保管のため高さ制限なし。

3. 許可の条件

余 白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成29年11月14日（当初許可）

令和4年8月9日（変更許可）

令和4年11月14日（更新許可）

令和5年6月8日（代表者変更に伴う書換え）

5. 積替え許可の有無

余 白

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

有・無

以下 余 白

備考

1. 事業の範囲

(1) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

- ①廃油 揮発油類、灯油類及び軽油類。
次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン)
- ②廃酸 水素イオン濃度指数2.0以下のもの。
次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン)
- ③廃アルカリ 水素イオン濃度指数12.5以上のもの。
次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン)
- ④感染性産業廃棄物
- ⑤鉍 さ い 次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物)
- ⑥廃石綿等
- ⑦ばいじん 次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類)
- ⑧燃 え 殻 次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類)
- ⑨汚泥 次の物質を含むことのみにより有害なもの。
(水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類)

以 上
以 下 余 白